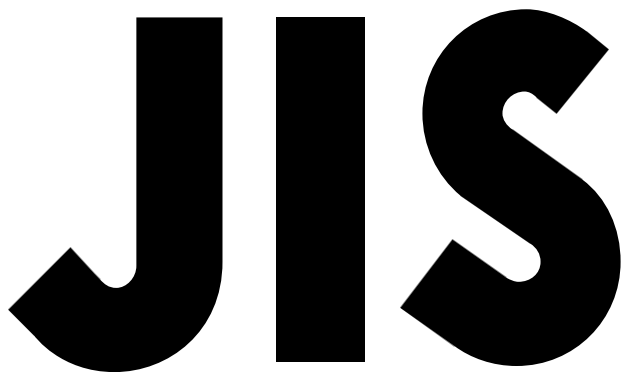




舟艇 —
パーソナルウォータークラフト（PWC） —
構造及びシステム搭載時の要求事項

JIS F 1030 : 2025
(ISO 13590 : 2022)

(JSTRA)

令和 7 年 10 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 11.3.24 改正：令和 7.10.25

官 報 掲 載 日：令和 7.10.27

原 案 作 成 者：一般財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 大阪ガス都市開発赤坂ビル TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 製造者銘板	4
5 ウォータークラフト識別	4
6 燃料装置	5
6.1 一般	5
6.2 燃料タンク	5
6.3 燃料タンクの取付け	6
6.4 燃料タンク給油装置	7
6.5 燃料ポンプ	7
6.6 燃料止め弁	7
6.7 燃料フィルタ及びストレーナ	7
6.8 スパッド、配管及びホース接続金具	7
6.9 クリップ、ストラップ及びホースクランプ	7
6.10 金属燃料管	7
6.11 プラグ及び接続金具	8
6.12 ベント並びに燃料分配ホース及び継手	8
6.13 燃料給油装置の接地	8
6.14 火災試験	8
6.15 燃料ホースの仕様	9
7 電気装置	10
7.1 適用除外	10
7.2 導体の種類、寸法及び識別	10
7.3 導体の支持及び保護	11
7.4 周囲可燃性ガスからの引火防止	12
7.5 過電流保護	12
7.6 導体の端末処理	13
7.7 蓄電池	14
7.8 点火装置の二次回路	14
8 換気	15
9 船体構造に対する試験	15
9.1 落下試験	15
9.2 試験手順	15

	ページ
9.3 判定基準	16
10 浮力試験	16
10.1 一般	16
10.2 試験条件	16
10.3 試験手順	16
10.4 適合レベル	16
10.5 浮力材	16
11 操だ装置に対する試験	18
11.1 一般	18
11.2 軸荷重試験	18
11.3 接線力試験	18
11.4 疲労試験	18
11.5 衝撃試験	18
12 復原性	19
13 推進機停止装置	20
13.1 一般	20
13.2 停止装置に対する要求事項	20
13.3 操縦者の身体に装具を取り付ける機械装置	20
13.4 試験	20
14 再乗艇の手段	21
15 えい航	22
16 航行中のオフスロットル操だ	22
17 浸水ービルジ水の検出及び除去	22
18 オーナ用マニュアル	22
附属書 A (規定) パーソナルウォータークラフトのオフスロットル操だ能力評価時の 試験条件, 手順及び性能要求事項	24
解 説	29

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS F 1030:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

舟艇—パーソナルウォータークラフト（PWC）— 構造及びシステム搭載時の要求事項

Small craft—Personal watercraft— Construction and system installation requirements

序文

この規格は、2022年に第3版として発行された **ISO 13590** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、**3.1** に定義するパーソナルウォータークラフト（PWC）の構造及びシステム搭載時の要求事項について規定する。製造者銘板の製作及び設置、ウォータークラフト識別、恒久的に設置された燃料装置、電気装置、操だ（舵）装置、換気、船体構造及び浮揚、復原性、乾げん（舷）、係留及びえい航、浸水、オフスロットル操だ並びにオーナ用マニュアルについて規定する。

この規格は、船外駆動式パーソナルウォータークラフト及びジェット駆動式サーフボードには適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 13590:2022, Small craft—Personal watercraft—Construction and system installation requirements (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

ISO 1817:2022, Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of the effect of liquids

ISO 7326:2016, Rubber and plastics hoses—Assessment of ozone resistance under static conditions

ISO 7840:2021, Small craft—Fire-resistant fuel hoses

ISO 8469:2021, Small craft—Non-fire-resistant fuel hoses